

平成 18 年 10 月 20 日

各 位

不動産投信発行者名 トップリート投資法人
代 表 者 名 執行役員 土田 京一
(コード番号：8982)
投資信託委託業者名 トップリート・アセットマネジメント株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 土田 京一
問 合 せ 先 企画・管理部長 岩崎 洋充
TEL. 03-3243-2181

本投資法人に対する行政処分に関するお知らせ

トップリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 18 年 10 月 20 日、関東財務局長より、投資信託及び投資法人に関する法律第 214 条第 1 項に基づく業務改善命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件に関しまして、投資家の皆様を始め関係各方面の皆様にご迷惑とご心配をお掛け致します事を心よりお詫び申し上げます。本投資法人は今回の行政処分を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、法令遵守の徹底と再発防止に真摯に取り組んでまいります。

記

1. 業務改善命令の内容

役員会の開催にかかる法令違反行為が発生したことに鑑み、以下の措置を取り、その状況を平成 18 年 11 月 20 日までに書面で東京財務事務所に報告すること。

- (1) 法令遵守態勢の充実・強化を図ること。
- (2) 再発防止策を策定し実施するとともに、責任の所在の明確化を図ること。

2. 処分の理由

本投資法人の役員会について、平成 17 年 11 月から同 18 年 6 月までの間に開催したとする 10 回のうち 2 回については、役員会構成員である執行役員及び監督役員 3 名の招集事実がなく、役員会構成員が、本投資法人の資産の運用を受託するトップリート・アセットマネジメント株式会社又は執行役員から、事前に議事録案の送付又は説明を受け、後日、あたかも役員会構成員が参集した上で決議したかのように記載された議事録に捺印するという、いわゆる持ち廻りにより行われていた。

こうしたことから、本投資法人は、法令上役員会の承認が必要とされる事項についても、適正に開催された役員会の承認を受けることなく、持ち廻り方式により得られた承認をもって、役員会に付議すべき行為を行った。

本投資法人が行っていた持ち廻り方式による役員会は、いずれも平成 17 年法律第 87 号による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第 108 条において準用する商法第 260 条ノ 2 第 1 項に違反するものと認められる。

その結果、上記違反により決議要件を充足していないため、本投資法人が行った行為のうち、投資主総会を招集した行為については法第 97 条第 2 項第 2 号に、一般事務を委託する契約を締結した行為については法第 97 条第 2 項第 3 号に、資産運用委託契約及び資産保管委託契約を締結した行為については法第 97 条第 2 項第 7 号に、監督役員の報酬の決定については法第 98 条（法第 104 条において準用する場合を含む。）にそれぞれ違反すると認められる。

3. 経緯

本投資法人が役員会の運営状況について社内調査を行った結果、いずれも上場前の第1回及び第4回の役員会については不適切な運営がみられると判断し、平成18年7月7日付けで金融庁宛に報告書を提出致しました。その後、事態の内容について同庁宛に説明を行い、当該役員会は事前参集の上、設立企画人（資産運用会社）又は執行役員が議案について説明を行い、その後の電話やメール等による意見交換により各役員の確認は得られているものの、議事録日付における参集事実が無く、いわゆる議事録の持ち廻り方式にて承認行為を行っていることから、役員会としての決議要件が満たされていないことを確認致しました。

第1回役員会議案には資産運用委託契約、一般事務委託契約及び資産保管委託契約の締結、並びに監督役員の報酬の決定が含まれ、第4回役員会は投資主総会の招集決議が議案であり、これらはいずれも法令上役員会の承認を要する事項であることから、これらの契約締結行為並びに投資主総会の招集行為については法令違反に該当します。

なお、かかる役員会での承認手続きの不備にもとづく法令違反により、これまで本投資法人が行った行為が、無効となる等の影響がないことは確認しております。

4. 今後の対応

役員会での承認手続きが不備であることにつきましては、平成18年10月27日に予定しております役員会にて各議案が決議されたとする日に遡って追認する旨の決議を行う予定です。

なお、本投資法人のこれまでの役員会は、第1回及び第4回を除き、適正に運営されておりますが、今般の事態が、法令遵守意識の不徹底に加え、各関係者間における役員会の運営要領や手順が曖昧であった点にもその一因があったものと反省し、法令遵守の再徹底を図るとともに、平成18年8月より以下の再発防止策を講じております。

- ①役員会の開催に関する年間スケジュールの作成
- ②役員会の開催・運営に関する事務手順の見直し（一般事務受託者の監視機能の強化）
- ③役員会の開催・運営に関する事務手順の明文化（マニュアル等の整備と関係者への周知徹底）

また、役員全員が法令違反の責任を充分認識すると共に、本件の責任の所在を明確化し、一層の法令遵守態勢の充実・強化を図ってまいります。

以上

※ 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：[http:// www.top-reit.co.jp/](http://www.top-reit.co.jp/)